



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 告示

1256	有害図書等の指定	（青少年・男女共同参画課） 1
1257	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	（長寿社会課） 2
1258	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	（ " ） 2
1259	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（ " ） 3
1260	指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課） 3
1261	大規模小売店舗の変更の届出	（商工振興課） 3
1262	県営土地改良事業計画の決定	（農業農村整備課） 5
1263	森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容	（森林整備課） 5
1264	保安林の指定	（ " ） 6
1265	保安林の指定施業要件変更予定	（ " ） 7
1266	"	（ " ） 7
1267	"	（ " ） 7
1268	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	（ " ） 8
1269	公共測量の実施	（技術調査課） 8
1270	公共測量の終了	（ " ） 8
1271	"	（ " ） 9
1272	"	（ " ） 9
1273	道路の区域変更	（道路保全課） 9
1274	道路の供用開始	（ " ） 10
1275	道路の位置の指定	（都市政策課） 10

○ 公安委員会告示

43	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 10
----	---------------------	----------

○ 選挙管理委員会告示

70	政治団体の届出事項の異動の届出 11
71	政治団体の解散の届出 12
72	政治団体の設立の届出 12
*73	衆議院議員選挙執行規程（平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号）の一部改正 12

告 示

和歌山県告示第1256号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成29年9月19日指定した。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	恋愛ラブマックス 10月号	12080-10	秋田書店
コミック	月刊マガジンビーボーイ 10月号	18355-10	リブレ
コミック	ビーボーイゴールド 10月号	17779-10	リブレ
コミック	ドラ 10月号	16695-10	コアマガジン
コミック	ガッシュ 10月号	12467-10	海王社
コミック	ダリア 10月号	05839-10	フロンティアワークス
コミック	絶対恋愛Sweet 10月号	15557-10	笠倉出版社
コミック	アヤ 10月号	18815-10	宙出版
コミック	まんがグリム童話 10月号	08305-10	ぶんか社
コミック	恋愛白書パステル 10月号	19625-10	宙出版
月刊誌	実話ドキュメント 10月号	05303-10	ジェイズ・恵文社
月刊誌	裏モノJAPAN 10月号	01805-10	鉄人社
月刊誌	エキサイティングマックス! 10月号	02091-10	ぶんか社
月刊誌	CIRCUS MAX 10月号	04099-10	KKベストセラーズ
月刊誌	実話ナックルズ 10月号	04877-10	ミリオン出版
雑誌	実話BUNKA超タブー Vol.25	05376-10	コアマガジン
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.114	02092-10	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001303	医療法人仁清会	つくしの宿居宅介護支援事業所	和歌山県橋本市清水字西栄270、271-1	居宅介護支援	平成29.10.1	平成35.9.30
3071001311	合同会社BIN	ケアプランセンターかなえ	和歌山県橋本市高野口町伏原1011	居宅介護支援	平成29.10.1	平成35.9.30

和歌山県告示第1258号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり

り指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30720006 68	株式会社ネクストビジョン	ケアビレッジデイサービス歩	和歌山県御坊市湯川町 財部662-1	介護予防通所 介護	平成 29.10.1	平成 30.3.31

和歌山県告示第1259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30725010 12	特定非営利活動法人 くまさん	くまさんタクシー	和歌山県東牟婁郡串本 町潮岬207-1	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 29.10.1 平成 29.10.1	平成 35.9.30 平成 30.3.31
30717008 88	合同会社八幡	ぴーち	和歌山県紀の川市貴志 川町丸栖374番地	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売 介護予防福祉 用具貸与 特定介護予防 福祉用具販売	平成 29.10.1 平成 29.10.1 平成 29.10.1 平成 29.10.1 平成 29.10.1	平成 35.9.30 平成 35.9.30 平成 35.9.30 平成 35.9.30 平成 35.9.30

和歌山県告示第1260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
3011610 395	ありだっこホーム	和歌山県有田郡 有田川町熊井1- 2 マ・メゾン 吉備101・201・ 202号室	短期入所（空 床型）	特定なし	社会福祉法人 和歌山県福祉 事業団	和歌山県西牟婁 郡上富田町岩田 2456-1	平成 29.10.1

和歌山県告示第1261号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ南紀店

和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社はるやまホールディングス 代表取締役 治山正史

岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

大興産業株式会社 代表取締役 土岐孝司

和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社はるやまホールディングス 代表取締役 治山正史

岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

大興産業株式会社 代表取締役 土岐孝司

和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 届出書（変更前）のとおり

(変更後) 届出書（変更後）のとおり

4 変更年月日

(1) 平成17年3月3日

(2) 平成29年9月20日外

5 変更した理由

(1) 建物設置者に誤りがあったため

(2) 小売業者等の変更のため

6 届出年月日

平成29年9月21日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘2丁目4-8）

新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年10月6日から平成30年2月6日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業小谷上池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年10月10日から同年11月7日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高町産業建設課

和歌山県告示第1263号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

美浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、日高振興局農林水産振興部林務課、美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成29年10月27日から平成30年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

平成29年8月24日から同年10月6日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

（1）3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

（2）3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合には、この限りでない。

（3）3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

（4）知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

（5）知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1264号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町大川字谷1006・1008（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、佐田字クルミ谷西平ラ1109から1112まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1112の1、1113、1113の1（次の図に示す部分に限る。）、字クルミ谷東平ラ1157

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1265号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1266号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1267号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1268号

平成29年和歌山県告示第1105号（以下「告示第1105号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

可野忠広

可野謙二

可野徳之

可野基明

新家正男

田尻絹枝

松本土

中林勝彦

細尾茂吉

細尾茂夫

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1105号のとおり

和歌山県告示第1269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき有田市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）

2 作業期間 平成29年10月10日から同年12月11日まで

3 作業地域 和歌山県有田市内の一部

和歌山県告示第1270号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事

から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成29年6月12日から同年9月19日まで
- 3 作業地域 有田川及び日高川

和歌山県告示第1271号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき御坊市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年5月31日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市、海南市、有田郡有田川町、湯浅町、広川町、日高郡由良町、日高町、日高川町、印南町及び美浜町一円

和歌山県告示第1272号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき田辺市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成29年4月20日から同年9月22日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、西牟婁郡白浜町、すさみ町の一部地域及び上富田町全域

和歌山県告示第1273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字田角字滝ノ上296番2地先から同町大字田角字滝ノ上299番1地先まで	旧	6.50 ） 9.32	42.05	
同上	新	8.65 ） 15.25	40.84	

和歌山県告示第1274号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南吉備線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字田角字滝ノ上296番2地先から同町大字田角字滝ノ上299番1地先まで

供用開始の期日 平成29年10月6日

和歌山県告示第1275号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3386	岩出市根来字村前571番の一部、574番2の一部、574番4の一部、594番1の一部	岩出市新田広芝24番地 森田敏夫	平成 29.9.25	6.00	107.28
				6.25	
				6.00	21.42

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第43号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成29年10月6日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成29年11月15日（水）から同月17日（金）までの間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型）			

教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識	通部運転免許課
--	--------------	---------

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成29年10月23日（月）から同月31日（火）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課教習所係（電話073-473-0110 内線363）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年10月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県森林支部	眞砂佳明	代表者	眞砂佳明	美野勝男	平成 29. 6. 27

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
世耕弘成後援会中津支部	龍田安廣	主たる事務所の所在地	日高郡日高川町船津938-1	日高郡日高川町大字三佐357番地	平成 29. 8. 17
		代表者	龍田安廣	原忠為	平成 29. 8. 17

		会計責任者	高尾進	太田博人	平成 29.8.17
橋爪和雄後援会	稲葉博久	主たる事務所の所在地	東牟婁郡串本町伊串508	東牟婁郡串本町伊串269-27	平成 29.2.1
		代表者	稲葉博久	稲葉健	平成 29.2.1
仁坂吉伸由良町後援会	畑中雅央	会計責任者	岡眞治	岡魏	平成 29.8.21
平井としやを支援する会	小竹泰信	会計責任者	岩本大輝	吉野将太	平成 29.8.10
全国林業政治連盟 和歌山県支部	眞砂佳明	代表者	眞砂佳明	美野勝男	平成 29.6.27
		会計責任者	那須敏夫	眞砂佳明	平成 29.6.27

和歌山県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年10月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
和歌山県民社協会	長坂隆司	平成 29.7.31

和歌山県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年10月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
隆盛会	松本隆史	松本隆史	御坊市島197	平成 29.9.1
小森かずのり後援会	小森一典	小森弘子	西牟婁郡白浜町日置383番地6	平成 29.9.4

和歌山県選挙管理委員会告示第73号

衆議院議員選挙執行規程（平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第31条第1項中「第92条第1項又は第6項」を「第92条第1項又は第7項」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。